
◎議案第 7 号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等
徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 9、議案第 7 号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 議案第 7 号です。白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 6 月 19 日提出。白老町長。

議 7-3 をお聞きください。議案説明です。白老町低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料については、北海道建設部手数料条例に定める手数料に準拠し定めているところであるが、同条例の改正に伴い手数料の改定が行われたことにより、当町においてもこれに準じた改定を行うとともに、本条例中で引用している法律の題名改正に伴い、所要の整備を行う必要があることから、本条例の一部を改正するものである。なお、この条例は平成 27 年 7 月 1 日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 7 号、白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。